

○桜井宇陀広域連合公平委員会公印規程

〔平成9年3月31日
公平委規程第4号〕

(目的)

第1条 この規程は、桜井宇陀広域連合公平委員会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の形状等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、規格及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印管理者)

第3条 公印の管理者は、事務局長とする。

(準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いに関する事項については、桜井宇陀広域連合公印規則（平成9年3月桜井宇陀広域連合規則第5号）の規定を準用する。

附 則

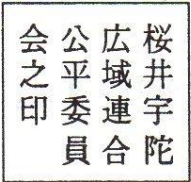
この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

公 印 の 種 類	ひな形	書 体	規 格	管 理 者
公 平 委 員 会 印	1	てん書	方24ミリメートル	事務局長
公平委員会委員長印	2	てん書	方24ミリメートル	事務局長

ひな形

1



2

